国見町教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月14日

国見町教育委員会教育長職務代理者 髙 橋 幸 子

国見町教育委員会規則第 4 号

国見町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

国見町教育委員会会議規則(昭和 31 年国見町教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第 5 条に見出しとして「(会議)」を付し、同条に次の 4 項を加え、同条を第 6 条とする。

- 2 開会、散会、休議及び閉会は、教育長がこれを宣告する。
- 3 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを秘密会とすることができる。
- 4 前項の発議は、討論を行わないで、その可否を決めなければならない。
- 5 公開する会議において、傍聴の手続及び傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
 - 第4条を削る。
 - 第3条に見出しとして「(定例会及び臨時会)」を付する。
- 第3条第1項中「(以下「会議」という。)」を削り、同条第2項中「の招集日」を削り、「原則月」を「毎月」に、「教育長が会議に諮り決定」を「これを招集」に改め、同条第3項中「である」及び「書面で」を削り、同条を第5条とする。
 - 第2条に見出しとして「(職員の出席)」を付し、同条を次のように改める。
- 第2条 教育長は、議事に関して必要がある場合は、事務局の職員(以下「職員」という。)を会議に出席させることができる。
 - 第1章中第2条を第4条とし、第1条に見出しとして「(委員の出席)」を付する。
- 第1条第1項中「教育委員会委員(以下「委員」という。)」を「委員」に、「届出」を「届け出」に改め、「、出勤簿に捺印」を削り、同条に次の1項を加える。
- 3 教育長及び教育長の職務を行う者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により教育長があらかじめ指名した委員をいう。)がともに欠けたとき又

は事故があるときは、最年長の委員が教育長の職務を行う。

第1条を第3条とし、第1章中同条の前に次の2条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条の規定に基づき、同法に定めるもののほか、国見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

- 第2条 会議の招集は、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を、あらかじめ、各教育委員会委員(以下「委員」という。)に通知して行う。
- 2 会議の招集を行った場合には、教育長は、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。

第7条の前に見出しとして「(議事日程)」を付し、同条に次の3項を加える。

- 2 議事日程の変更及び追加は、教育長が会議に諮って決定しなければならない。
- 3 会議が事件を議題とするときは、教育長は、これを宣告しなければならない。
- 4 教育長が審議上必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。 第8条及び第9条を削る。

第10条第1項ただし書中「教育委員会」を「事件に関わる当該委員を除いた委員全員」 に改め、同条を第8条とし、第11条に見出しとして「(動議の提出)」を付し、同条を次 のように改める。

委員は、動議を提出することができる。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮って、これを議題としなければならない。
 - 第11条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(発言)

- 第10条 会議中の発言は、教育長の許可を受けなければならない。
- 2 教育長は、発言が付議された事件外にわたるか、又は不必要と認めたときは、制止することができる。
 - 第12条の前に見出しとして「(採決)」を付する。
- 第 12 条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「しようとする」の次に「ときは、その」を加え、「及び採決の結果を」を「を会議に」に改め、同項の次に次の 2 項を加え、同条を第 11 条とする。
- 2 教育長は、必要がある場合は議題を分合し、又は順序にかかわらず採決することができる。
- 3 教育長は、採決の結果を宣告しなければならない。

第 13 条第 2 項中「原案に」の次に「最も」を加え、同条を第 12 条とし、第 14 条に見出しとして「(投票)」を付し、同条を第 13 条とする。

第15条を削る。

第 16 条に見出しとして「(会議録の作成)」を付し、同条に次の 1 項を加え、第 4 章中 同条を第 14 条とする。

- 2 会議録は、教育長が事務局職員中より指名してこれを作成させる。
 - 第17条に見出しとして「(会議録の署名)」を付する。
 - 第17条第1項を次のように改める。

会議録に署名する委員は、2名とし、会議の始めに教育長がこれを指名する。

第 17 条第 2 項を削り、同条を第 15 条とし、第 18 条に見出しとして「(会議録の記載事項)」を付する。

第 18 条第 9 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条第 6 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 5 号中「要点」を「要旨」に改め、同号を同条第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 委員の報告及び少数意見

第 18 条第 4 号中「及び」の次に「その」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加え、同条を第 16 条とする。

- (4) 説明のため出席した職員の職氏名
- 第19条に見出しとして「(会議録の承認)」を付する。
- 第19条第3項を次のように改める。
- 3 教育長は、前項の承認を受けた後速やかに当該会議録を公表しなければならない。
 - 第19条を第17条とし、同条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 補則

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。